議案第３号

本議案につきましては、自主防犯活動地区啓発推進事業を実施するにあたり、平成７年度より 49 地区の指定を行って参りました。しかし、近年では、新たに参加して頂く地区が無くなってきていることから、本事業の当初の目的を達成したと判断し、令和４年度をもちまして事業を終了することに関し、ご審議くださいますよう宜しくお願い申し上げます。

なお、今後は防犯活動に係る資材については、市から貸与するなどの対応を行ってまいります。

自主防犯活動地区啓発推進事業実施要項

１．事業の目的

市民の防犯意識に対する理解と認識を深め、自主的な防犯活動を推進し地区住民自ら相互扶助の精神に基づき、地域社会における連帯意識を高めるとともに、防犯上必要とする措置を講じられるように、意識の向上を図る。

２．事業の概要

（１）防犯推進地区の指定

地区指定は､毎年４地区程度を指定する。

指定期間は、２年間とする。

指定地区には、看板を設置する。

（２）指定地区の活動等

ｱ 地区住民に対して防犯意識の高揚を図るための啓発を推進する。

ｲ 自主防犯活動を推進し、連帯意識の向上を図る。

ｳ 伊勢市防犯推進協議会が実施する事業等について積極的に参加する。

ｴ その他、目的を達成するための事業を実施する。

（３）実施計画書の提出

指定日から１ヶ月以内に、自主防犯活動地区啓発推進事業実施計画書（様式１）を市長に提出する。

（４）実績報告書の提出

毎年度末に自主防犯活動地区啓発推進事業実績報告書（様式２）を市長に提出する。

３．地区指定に伴う交付金の交付

指定地区に対し、別に定める交付金を交付する。

支払いについては、事業計画書提出後、支払いをする。

４．そ の 他

指定期間が過ぎても引き続いて自主的に事業を実施する。

この要項は、平成 17 年 11 月１日から施行する。
この要項は、平成 18 年４月１日から施行する。
この要項は、平成 31 年４月１日から施行する。

自主防犯活動地区啓発推進事業交付基準

１　交付金額について

自主防犯活動地区啓発推進事業実施要項により、防犯推進地区の指定を受けた地区（町）に対して、実施要項「３．地区指定に伴う交付金の交付」について、次の交付金額を交付する。

（１）１（町）地区を指定の場合　　３０，０００円
（２）２町以上を１地区として指定の場合
　　１町増えるごとに１０，０００円を加算する

２　交付金の支払いについて

実施要項「３．地区指定に伴う交付金の交付」のとおり事業計画書提出後、支払をする。

この交付基準は、平成 17 年 11 月１日から施行する。
この交付基準は、平成 18 年４月１日から施行する。
この交付基準は、平成 31 年４月１日から施行する。